

発言通告表（一般質問）

令和6年11月定例会

順位	氏名（議席）	発言の要旨
1	遠藤 盛正（22）	<p>1. 2025年問題とふじパワフル85計画の経過について</p> <p>これまでも、地域包括ケアシステム構築については、何度となく推進する必要性を求めてきました。ふじパワフル85計画Ⅶ期間内の令和7年（2025年）には、いよいよ団塊の世代が、75歳以上の後期高齢者となります。平成18年よりスタートしたふじパワフル85計画もその成果が検証される時に来ています。</p> <p>また、団塊ジュニア世代が65歳を迎える2040年までは、高齢化は高止まりとなり、複雑化、複合化した支援ニーズに対応できるよう、相談支援、参加支援など地域づくりに向けた支援を実施する取組を通じた重層的支援体制の構築が必要になってくるのは当然のことです。</p> <p>そこで、今回の質問は、これまで7期続いているふじパワフル85計画で目指した目標や具体的な施策を踏まえ、地域包括ケアシステムから見た着実な実行、改善ができたのか、社会情勢に沿った取組は計画どおりできたのか。</p> <p>以下、これまでの10年間で私から一般質問させていただいた代表的な質問について、質問いたします。</p> <p>(1) 居宅要介護者の在宅生活を支えるため、どのような施策を進めているか。</p> <p>(2) 在宅医療と在宅介護の連携は、どのように進んでいるか。</p> <p>(3) 介護予防は市民に周知できているか。</p> <p>(4) 地域包括ケアシステムの構築は進んでいるか。</p> <p>2. 新型コロナワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度について</p> <p>前回の9月定例会に、市民より、予防接種実施前の副反応についての詳しい説明と「予防接種健康被害救済制度」の周知強化を求める陳情が出されました。</p> <p>当局からの回答では、予防接種健康被害救済制度の審査については、国の疾病・障害認定審査会において随時審査が行われており、審査結果は厚生労働省のウェブサイトで公表されていて、「広報ふじ」に健康被害救済制度について記載しているとしていました。また、申請についても、分かりやすい申請書の書式や記載マニュアルをウェブサイト上に掲載してあるとしていました。</p> <p>しかし、実際に申請をする際には、申請書とは別にカルテや医療費等に係る領収書等の関係書類を本人が準備しなくてはなりません。陳情の中にも、泣き寝入りという表現がありましたが、こんなに複雑な手続では、途中で諦めてしまう気持ちも分かります。ワクチン接種希望の方には、インフォームド・コンセント、予防接種を受ける前に医師から使用するワクチンに関する効果や考えられる副反応及び健康被害が発生した場合の健康被害救済制度について説明し、本人の同意確認後、接種を行うと定められています。つまり、何かあっても自己責任ですからということです。</p> <p>現在、仮に国へ申請が出せても、結果が分かるまでに1年半ほどかかるそうで、申請書類の費用は自己負担です。泣き寝入りしているという話も、こんなにハードルが高くては理解できません。新型コロナワクチン接種後に身体に異変を感じても、後遺症に関する情報が市民に十分に伝わっていないのだ</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
1	遠藤 盛正（22）	<p>から、後遺症を疑うこともできないという声も聞きます。接種後に不安を感じる方に向けたチラシの配布や、富士市独自の情報発信が必要と思いますがいかがでしょうか。そこで改めて、市の対応についてお伺いします。</p> <p>(1) 新型コロナワクチン接種に係る予防接種健康被害救済制度における富士市民の認定件数、否認件数、審査未了件数、進達件数の年齢層別の人数などはどのようになっているか。</p> <p>(2) ワクチン接種後の健康被害救済制度は市民へどのように周知しているか。</p> <p>(3) 申請書類等の自己負担額を市として補助することはできないか。</p> <p>3. 闇バイト強盗の低年齢化への教育委員会の対応について</p> <p>今年に入り、闇バイトというキーワードがニュース等で多く報じられています。闇バイトに関わった方のほとんどが20代の若者ですが、先日、関東圏から山口県まで移動した中学生が、強盗の準備をしていたことで逮捕されました。熊本県では、詐欺の受け子、出し子を募集したとして、16歳、18歳の若者が逮捕されました。闇バイトは、都心だけの犯罪ではなく、郊外、地方に拡大しています。</p> <p>このように、SNSを使った犯罪に関わる低年齢者が続出している中、マスコミは、一般住宅の窓ガラスを破って侵入する手口の防犯対策等を盛んに呼びかけていますが、私はそれ以前に、中高生が闇バイトに関わらないためにはどうしたらいいのかを教える必要があると思います。</p> <p>そこで、今回、静岡大学教育学部塩田研究室で出されている「闇バイトから身を守ろう」というチェックシートを利用することで、富士市の中高生に対して闇バイトの怖さを啓発することについて、脅されて抜け出せなくなる子供たちが出る前に、富士市教育委員会として取り組んでいただけるか伺います。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
2	望月 徹（11）	<p>1. 苗木から森林までを見守り、愛される遊歩道の設置を —南富士カントリークラブの跡地利用について—</p> <p>南富士カントリークラブが閉鎖することになり、本市は土地、建物を購入いたしました。そして、その敷地の多くを、富士山麓の環境保全や周辺の自然環境との共生を図るため、自然の復元ゾーンと自然との共生ゾーンに分け、それぞれ整備を実施することとなりました。このうち、自然の復元ゾーンの整備については、約16ヘクタールに保全措置事業地、CSR（企業の社会的責任）活動事業地、ブナ林創造事業地と大まかに分け、植林していく構想と聞いております。植林、育成、維持を進めていく中で、今から将来にわたり愛される自然の復元ゾーンとしていくため、提案を含め以下質問いたします。</p> <p>(1) 苗木の植付けから森林に育つ過程を見守っていく、自然の復元ゾーン全体にわたる遊歩道を当初の段階から計画に入れ、造っていくことを提案いたします。当局の見解をお伺いします。</p> <p>(2) CSR活動事業地については、誘致した企業が社会的貢献をしていること、その企業の従業員に愛着を持っていただくことなどの事業として展開していく構想を作成、提案していくことで誘致の促進につながると考えるが、当局の見解をお伺いします。</p> <p>(3) 自然の復元ゾーンに人が集まってくることは、自然との共生ゾーンでの事業に少なからず寄与するものと考えられます。その際、自然の復元ゾーンの維持管理に必要な資金の負担を、自然との共生ゾーンの事業者に求め、ランニングコストを減少させていく必要があると考えるが、当局の見解をお伺いします。</p> <p>2. アライグマ撲滅に市民の協力を得る対策強化を</p> <p>令和2年11月定例会において、アライグマ等野生動物駆除対策の促進について一般質問し、本市はそれを推進する立場から本市独自の補助金を交付することとし、捕獲を推進してきました。</p> <p>アライグマは1年間に5、6頭ほど出産しており、防除対策は猟友会を中心に実施されていますが、増加の一途をたどっています。一般市民からの通報で駆除できる仕組みを今、つくらないと、他市町で見られるような駆除が追いつかない状況に陥ると捉えます。撲滅に向けた対策強化が必要と考え、以下質問いたします。</p> <p>(1) 本市におけるアライグマの生息状況と今後の推移を把握されているか。 アライグマの撲滅が必要と考えるが、現状の取組でアライグマの撲滅を果たせると考えているのかお伺いします。</p> <p>(2) 令和5年4月、改正外来生物法が施行され、特定外来生物防除の役割を都道府県や市町村が担うことになりました。前回の市長答弁で、防除実施計画の策定については、県や近隣市、また、実施している自治体と情報交換を行いながら、調査・研究を進めていくとありました。その結果についてお伺いします。</p> <p>(3) 一般市民からの通報により箱わなを設置し、捕獲された情報を受けたら引き取り、その処分・処置までを対応する業者を出発する地域に設ける。そして、通報により捕獲できた場合、申請手続等の手間に見合う報酬を通報者へ出すことで、広く情報を得て、件数を増やすことで、撲滅につながれると考えるが、当局の見解をお伺いします。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
2	望月 徹（11）	<p>3. 地震への予防・安全対策について</p> <p>一原方池（人工池）の早期の安全対策を—</p> <p>本年1月、能登半島地震があり、災害が起きた後の惨状について改めて認識しております。</p> <p>本市は山、川、海と風光明媚な一面、自然災害に対し厳しい面もあります。本市で唯一の農業用ため池である原方池については、震度6程度以上の地震等の災害に対し、ハザードマップを作成し、注意喚起をしています。人工池ですので、予防・安全対策が可能と考え、以下質問いたします。</p> <p>(1) 原方池の安全対策をどのように実施していくのか、現状と今後の方策について、お伺いします。</p> <p>(2) いつ起こるか分からないのが地震です。少しでも早期の対策の実施が必要と考えるが、当局の見解をお伺いします。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
3	一条 義浩（27）	<p>1. 労働供給制約社会への対応について</p> <p>リクルートワークス研究所の報告によると、少子高齢化社会の進展に伴い、労働力の減少が年々進み、2040年までに1100万人の労働力不足が生じると予測されています。この問題は、これまで特定の業種に限られていた人手不足が、今後は社会全体に広がり、社会経済活動や日常生活に大きな影響を与える可能性があります。この状況を踏まえ、以下の5点についてお伺いします。</p> <p>(1) 将来の本市の労働力人口とその需要予測をどのように把握しているか。</p> <p>(2) 上記を捉えて、どのように分析するか。</p> <p>(3) 本市の行政機能を維持するために、どのような方策を考えているか。</p> <p>(4) 市民の生活基盤を支える物流、建設・土木、介護・福祉などの業種では既に深刻な人手不足が発生しているが、今後さらに厳しい状況が予想される。産業振興の観点から、これらの業種をどのように支援するつもりか。</p> <p>(5) 地域活動の担い手不足が深刻化することが予想される中、どのように地域コミュニティを維持していく考えか。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
4	関 明美（2）	<p>1. 富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度利用者にとって働きやすい富士市役所であるための環境整備について</p> <p>パートナーシップ宣誓制度とは、婚姻制度とは別に、互いを人生のパートナーとし、相互に責任を持って協力し合うことにより、共同生活を行うことを約束したことを宣誓する制度である。2021年から始まったこの制度は2015年に東京都渋谷区が全国で初めて導入し、全国に広がった経緯がある。渋谷区で導入となったきっかけは、海外では性的マイノリティーの方々が普通に街を歩き、パートナーと生活を共にしているのを目にするが、日本ではそれが当たり前として認識されておらず、日本の現状に違和感を覚えたことにある。渋谷区議会は、法律を変えることはできないが少数派の性的マイノリティーの方々に喜ばれるような制度として、法的拘束力はないものの、行政が発行する証明書としてパートナーシップ証明書が考案された。</p> <p>富士市においても、令和3年度からパートナーシップ宣誓制度が開始され、令和5年度にはパートナーの双方または一方の子や親などを含めたファミリーシップ制度を導入し、富士市パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度（以下、「宣誓制度」という。）として運用している。2024年9月末現在での宣誓制度の利用者は20組、40人であると伺っている。</p> <p>宣誓制度の利用要件の一つに、双方が18歳以上であることと定められていることから、宣誓制度利用者は何らかの形で働く就労者である可能性が高いと考えられる。</p> <p>富士市男女共同参画条例には、「全ての人が性別等にかかわらず互いにその生き方を尊重し、多様性を認め合い、その個性と能力を發揮し、共に責任を分かち合える明るく住みよい環境づくりを進めていかなければならない」と書かれている。セクシュアルマイノリティーの方々が働きやすい富士市を実現するためには、市役所においても安心して継続的に働ける環境の整備が必要である。そこで、富士市役所において現行の配偶者に関連する休暇制度等を宣誓制度利用者に対しても運用し、セクシュアルマイノリティーに対応した制度を整備するべきと考え、以下質問する。</p> <p>(1) 現行の配偶者に関する特別休暇制度（結婚休暇、忌引休暇、看護休暇）は、宣誓制度利用者でも同様に取得できるか伺う。</p> <p>(2) 支給金（出産祝い金などの慶弔金、扶養手当、住居手当等）は、宣誓制度利用者に対しても支給できるのか伺う。</p> <p>(3) 育児休業や介護休暇の申出があった場合、取得可能なのか伺う。</p> <p>(4) 性別適合手術を理由とする病気休暇の申出があった場合、取得可能なのか伺う。</p> <p>(5) 宣誓制度利用者も病気休暇等を利用できることを明確にするため、条例等を改定するべきと考えるが見解を伺う。</p>

順位	氏名（議席）	発言の要旨
5	植松 光徳（8）	<p>1. 富士市の災害医療について</p> <p>大規模な災害が発生した際、多くの傷病者が医療機関に殺到し、本来必要な方に適切な医療提供ができなくなるおそれがあることから、各自治体では災害時の医療救護に関する基本方針や計画を定めており、富士市でも地域防災計画の中で医療救護計画が定められています。</p> <p>医療救護計画では、医療関係者による医療救護所の設置や医療救護活動について取り決められておりますが、計画の実施に万全を期すためには市民への分かりやすい計画の周知、必要な人的・物的医療資源の確保、医療機関との平時からの連携・訓練の実施が重要であると考えます。</p> <p>大規模災害時に富士市の救える命をできる限り救うためには、災害時の医療体制をしっかりと整えていく必要があります。そこで、現状の富士市の災害医療に対する市の考え方及び体制整備の状況について、以下質問します。</p> <p>(1) 災害対策本部について、医師会や救護病院との連携体制や部署横断的な情報収集ができる本部機能となっているか。</p> <p>(2) 医療救護計画では、「市は、平常時から市民に対し災害時の医療救護体制やトリアージなどについて十分啓発を図っていくものとする」とあるが、どのくらい浸透していると考えているか。</p> <p>(3) 災害時に災害拠点病院となる富士市立中央病院は、現時点で必要な機能を兼ね備えているか。もし不足している部分があれば、その課題はどのようなものか。</p> <p>(4) 災害拠点病院が機能不全となったら、市外の災害拠点病院への搬送が必要となりますが、災害時の緊急車両確保の状況はいかがか。</p> <p>(5) 医療救護所の運営について、人材確保、開設・運営訓練などの面から十分な体制の確保は可能か。</p> <p>(6) 地域災害医療コーディネーターを設置してはいかがか。</p>